

経営者様のための ～タックスレター～

(付 第37号)



事務所HP



Youtube



Instagram



Facebook

令和3年6月1日発行
税理士法人Mitsunari会計事務所
I O S 株式会社

月次支援金のご案内

月次支援金とは

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するものです。

支給対象の要件

次の2つの要件いずれにも当てはまる場合、給付の対象となります。

- ① 対象措置実施都道府県等※1に所在する直接間接の**飲食店と取引**
又は
対象措置実施都道府県等に所在する**個人顧客と直接的な取引**
があること
- ② 2019年又は2020年の各月（4月,5月,6月）が2021年の**同月比で50%以上減少**していること

※1 対象措置実施都道府県等

4月	5月	6月
東京都、京都府、大阪府、兵庫県、宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、 札幌市等	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、 北海道 、岡山県、広島県、宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県等	未確定

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

- 1 日常的に訪れるお店**
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 2 教育関連の事業者**
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 医療・福祉関連の事業者**
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 文化・娯楽関連の事業者**
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 旅行関連の事業者**
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある
全国の事業者

(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- 6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者**
- 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者**
- 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者**
- 9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者**
- 10 農業や漁業を営んでいる事業者**

支給額算定式

支給額は対象月の**減少額**となります(上限20万円/月)

例 (法人)

単位 (万円)

	4月	5月	6月
2019	50	30	40
2020	40	20	25
2021	20	15	30
支給額	20	20	支給無し

4月 2019年、2020年いずれも50%以上減少→ 上限**20万円支給**

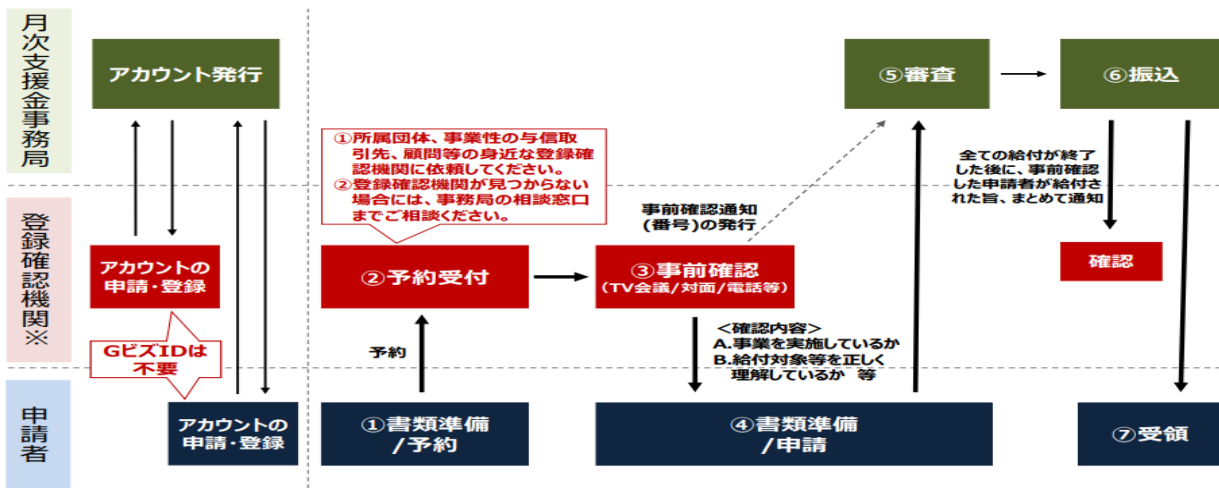
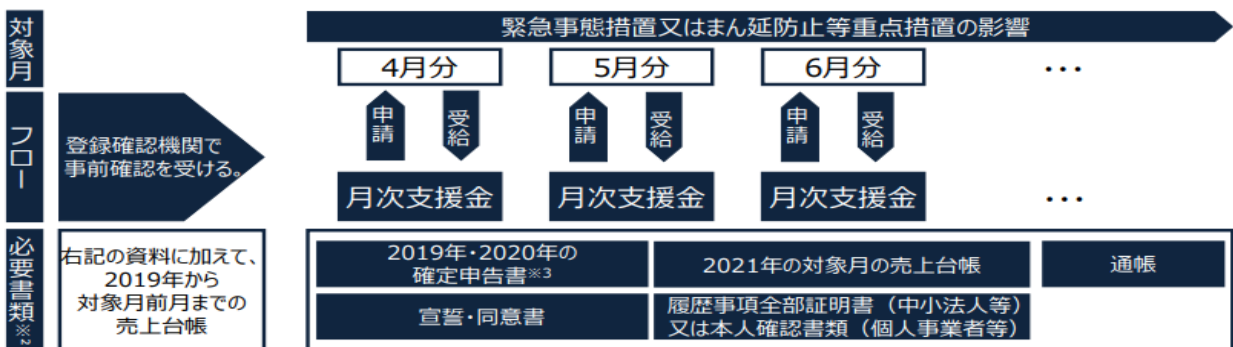
5月 2019年のみ50%以上減少→ $30-15=15$ **15万円支給**

6月 2019年、2020年いずれも50%未満減少→ **支給無し**

申請手続き

申請はWEB上で以下の手順で行われます。

※弊社は登録確認機関に該当しております。



申請期間

4、5月分 : 2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分 : 2021年7月1日～8月31日

2021年5月18日時点での情報となります。ご不明な点、ご質問等がありましたらいつでも弊事務所へお問い合わせください。お待ちしております。